

2025年1月30日

各位

会社名 J B C Cホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 東上 征司  
 (コード番号 9889 東証プライム)  
 問合せ先 取締役管理担当 浅利 信治  
 (TEL 03-6262-5733)

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の導入に伴う  
 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分要領

(1) 処分期日	2025年3月14日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 605,300株
(3) 処分価額	1株につき4,275円
(4) 処分総額	2,587,657,500円
(5) 処分予定先	野村信託銀行株式会社 (J B C Cグループ社員持株会専用信託口)
(6) 処分方法	第三者割当の方法による
(7) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は本日開催の取締役会において、人的資本経営の一環として、また、当社及び当社の子会社の社員に対する当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブの付与と、福利厚生の拡充、ならびに及び株主としての資本参加による社員の勤労意欲向上を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。

本プランの概要につきましては、本日付『「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の導入について』をご参照下さい。本自己株式の処分は、本プランの導入のため設定される野村信託銀行株式会社 (J B C Cグループ社員持株会専用信託口) に対し行うものであります。

処分する株式の数については、J B C Cグループ社員持株会 (以下、「本持株会」といいます。)の買付実績 (直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績額) を年次換算した額を年間買付予定額として、信託設定期間 (約5年) における本持株会の買付予定額を算出し、これを処分価額で除した株数であります。

また、本自己株式処分により希薄化は生じるものの、割当予定先であるJ B C Cグループ社員持株会専用信託口から本持株会へ毎月少しずつ譲渡される為、本自己株式処分による影響は軽微であり、希薄化の規模は合理的であると考えております。なお、希薄化の規模は次のとおりとなります。

発行済株式数 (2025年1月29日時点)	17,773,743株	3,41%
総議決権数 (2025年1月29日時点)	155,054個	3,90%

## 信託契約の概要

委託者： 当社  
受託者： 野村信託銀行株式会社  
受益者： 受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至り  
ます。）  
信託管理人： 当社内の社員より選定  
信託契約日： 2025年1月30日  
信託の期間： 2025年1月30日～2030年1月29日  
信託の目的： 当社持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信  
託財産の交付  
議決権行使： 受託者は、信託管理人の指図に基づき当社株式の議決権を行使します。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分は従業員株式所有制度である本プランの導入を目的としております。払込金額(処分価額)につきましても、恣意性を排除した価額とするため2025年1月29日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である4,275円としております。取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、上記払込金額の決定方法は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっております。この価格の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均からの乖離率(小数点第三位を四捨五入しています。)は次のとおりとなります。

期 間	終値平均(円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月(2024年12月30日～2025年1月29日)	4,262円	0.31%
3ヶ月(2024年10月30日～2025年1月29日)	4,526円	-5.55%
6ヶ月(2024年7月30日～2025年1月29日)	4,352円	-1.77%

当社の監査等委員会(社外取締役2名を含む3名で構成)は、上記処分価額について、本自己株式の処分が本プランの導入を目的としていること、及び上記処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当行普通株式の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上